

議案第19号

天理市公共施設整備基金条例の一部改正について

天理市公共施設整備基金条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年3月9日提出

天理市長 南 佳 策

天理市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

天理市公共施設整備基金条例（昭和49年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、天理市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

第4条中「天理市一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（処分）

第5条 基金は、公共施設の整備事業を行うための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。